

指定認知症対応型共同生活介護(予防)利用 重 要 事 項 説 明 書

あなたに対する指定認知症対応型共同生活介護(予防)利用サービス提供開始にあたり、指定認知症対応型共同生活介護事業運営規程第9条に基づいて当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 こもればい会
法人所在地	佐賀市川副町大字福富 8 2 8 - 1
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	松 永 啓 介
電話番号	0 9 5 2 - 4 5 - 5 1 9 3

2. 御利用施設

施設の名称	グループホーム こでまり
施設の所在地	佐賀市川副町大字福富 8 2 8 - 1
施設長名	松 永 宣 子
電話番号・FAX 番号	TEL 0 9 5 2 - 2 0 - 4 8 0 8 FAX 0 9 5 2 - 4 5 - 3 9 8 3

3. 御利用施設で併せて実施する事業

事業の種類		佐賀県知事の事業者指定 佐賀中部広域連合長の事業者指定		利 用 定 員
		指 定 年 月 日	指 定 番 号	
施設	特別養護老人ホーム	1 2 年 4 月 1 日	4 1 7 1 0 0 0 0 5 4	5 0 人
居 宅	訪問介護	1 1 年 1 0 月 2 2 日	4 1 7 1 0 0 0 0 5 4	7 0 人
	訪問入浴介護	1 1 年 1 0 月 2 2 日	4 1 7 1 0 0 0 0 5 4	1 0 人
	通所介護	1 1 年 1 0 月 2 2 日	4 1 7 1 0 0 0 0 5 4	4 0 人／日 (月) ～ (土)
	認知症対応型通所介護			
	短期入所生活介護(予防)	1 1 年 1 0 月 2 2 日	4 1 7 1 0 0 0 0 5 4	2 0 人
	認知症対応型共同生活介護	2 1 年 6 月 1 日	4 1 9 1 0 0 0 0 1 9	9 人
	小規模多機能型居宅介護	2 0 年 1 2 月 1 日	4 1 9 1 0 0 0 0 1 9	2 5 人
居宅介護支援事業		1 1 年 8 月 1 3 日	4 1 7 1 0 0 0 0 5 4	2 0 0 人

4. 事業の目的及び運営方針

- 1 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、認知症高齢者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるようにします。
- 2 提供するサービスは、利用者一人ひとりの人権を尊重し、その人がその人らしく家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供します。
- 3 事業を運営するに当たって、地域との結び付きを重視し、市町村等保険者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

5. 施設の概要

(1) 敷地・建物

敷 地		
建 物	構 造	鉄筋造り平屋建て（準耐火建築物）
	延べ床面積	3 4 7 . 4 2 m ²
	利用定員	9 人

(2) 主な設備

設備の種類	数	面 積	1人当たりの面積
居間及び食堂・台所	1 室	6 7 . 6 5 m ²	7 . 5 2 m ²
宿泊室	9 室	1 3 7 . 4 9 m ²	1 5 . 2 8 m ²
浴室	1 室	8 . 1 8 m ²	
トイレ	4 室		

6. 職員体制

職員の職種	員 数	区 分				常勤換算 後の人員	事業者の 指定基準	保有資格者
		常 勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
管理者			1					
計画作成担当者			1					
看護職員		1	0	1				
介護職員		1	1 3	0	1			

7. 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	休 暇
管理者	正規の勤務時間帯 9時00分～18時00分まで	4週8休
介護支援専門員	正規の勤務時間帯 9時00分～18時00分まで	4週8休
看護職員	正規の勤務時間帯 9時00分～18時00分まで ※ 利用者の状況に応じて時間が変更することがあります。	4週8休
介護職員	早出の勤務時間帯 7時00分～16時00分まで 正規の勤務時間帯 9時00分～18時00分まで 遅出の勤務時間帯 10時00分～19時00分まで (利用者の状況に応じて時間が変更することがあります。) 夜間の勤務時間帯 18時00分～ 9時00分まで	4週8休

8. 事業の実施地域

事業の実施地域	佐賀中部広域連合管轄内
---------	-------------

9. サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	栄養士の助言を基に利用者と共に献立を立て、栄養と利用者の身体状況に配慮した、バラエティーに富んだ食事を利用者と共に作り提供します。ただし、食材料費は給付対象外です。 (食事時間) 朝 食 7:30頃～ 昼 食 12:00頃～ 夕 食 18:00頃～
排 泄	- 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。 - おむつを使用する方に対しては、随時交換を行います。
入 浴	入浴前に入浴が可能かどうか健康診断を必ず行います。
着替え、整容等	- 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 - 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助をします。 - シーツ交換は最低でも週1回、布団の交換は季節毎に実施します。
機 能 訓 練	利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
健 康 管 理	看護師が本人の健康管理を行い、必要に応じ医療機関と連携を図ります。
相談及び援助	当施設は、利用者及びご家族からいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 相談窓口担当 主任 江頭 渉 相談員 代居 佐登子
社会生活上の便宜	- 当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 - 主な活動内容 絵画、習字、生花、釣り、園芸、調理など 活動によっては活動費用を本人に負担していただく場合があります。 - 主なレクリエーション 年間行事計画に沿って実施します。 誕生会・季節行事などの荘外レク レクリエーションによってはレクリエーション経費を本人に負担していただく場合があります。 - 行政機関に対する手続きが必要な場合には、利用者及びご家族の状況によっては代行いたします。

(2) 介護保険給付外サービス

種 類	内 容
施設生活サービス	・ 居住空間の提供 ・ 食材料の提供
理 髪・美 容	・ 理容・美容については毎月 1 回訪問の理美容院に来て頂いています。ご希望がありましたら実費負担にて理美容院をご利用いただけます。
レクリエーション行事	・ 施設行事に沿ってレクリエーション行事を企画します。
日常生活用品の 購入代行	・ 施設の購入代行サービスをご利用いただけます。ご利用いただく場合は止むを得ない場合を除き、7 日前までに購入代金を添えて担当者へお申し込みください。 担当者 主任 江頭 渉 相談員 代居 佐登子 ・ 購入代金を添えて申込まれた場合は、購入代金の受領預証を利用者に交付します。

10 利用料

(1) 法定給付

区 分	利 用 料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額 (介護サービス費の 1 割、2 割、3 割のいずれか) 負担割合に関しては厚生労働大臣が定める基準に準じる
法定代理受領分でない 場合	介護報酬の告示上の額 (介護サービス費の基準額に同じ)

	実費 (1 日につき)	費用負担 (1 割)	費用負担 (2 割)	費用負担 (3 割)
要支援 2	7,610 円	761 円	1,522 円	2,283 円
要介護 1	7,650 円	765 円	1,530 円	2,295 円
要介護 2	8,010 円	801 円	1,602 円	2,403 円
要介護 3	8,240 円	824 円	1,648 円	2,472 円
要介護 4	8,410 円	841 円	1,682 円	2,523 円
要介護 5	8,590 円	859 円	1,718 円	2,577 円

各種加算について

◎初期加算

目的	グループホームを利用開始後、本人の心身の状態の把握を行います。
算定要件	グループホーム利用開始後、30 日間。
費用負担 (1 割)	1 日 30 円
費用負担 (2 割)	1 日 60 円
費用負担 (3 割)	1 日 90 円

◎若年性認知症患者受入加算

目的	若年性認知症患者やその家族に対する支援を行います。
算定要件	若年性認知症患者を受入れ、本人や家族の希望を踏まえた介護サービスを提供します。
費用負担(1割)	1日 120円
費用負担(2割)	1日 240円
費用負担(3割)	1日 360円

◎サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

目的	職員の専門性やキャリアの向上を図り、より良いサービスを提供します。
算定要件	1、従業員に対し、個別の研修計画を作成し研修を実施又は実施を予定していること。 2、利用者に関する情報や留意事項の伝達、従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していること。 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 1、2の要件に加え下記①②のいずれかを満たしていること ①看護師、准看護師を除いた介護従事者の総数のうち介護福祉士の割合が100分の70以上であること。 ②勤続10年以上の介護福祉士の割合が25%以上であること。
費用負担(1割)	(Ⅰ) 1日 22円
費用負担(2割)	(Ⅰ) 1日 44円
費用負担(3割)	(Ⅰ) 1日 66円

◎医療体制強化加算(Ⅰ)イ ※介護のみ

目的	日常的な健康管理と医療ニーズが必要になった場合、適切に対応します。
算定要件	医療連携体制加算(Ⅰ)イ 事業所の職員として看護師(非常勤可)を常勤換算で1名以上確保していること。24時間連絡体制を確保していること。
費用負担(1割)	(Ⅰ)イ 1日 57円
費用負担(2割)	(Ⅰ)イ 1日 114円
費用負担(3割)	(Ⅰ)イ 1日 171円

◎看取り介護加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)

目的	医師、看護師との連携により状態や求めに応じた看取りを行います。
算定要件	○医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した者が対象になる。 ○利用者又は家族に同意を得て、介護に係る計画書が作成されていること。 ○医師、看護師、介護職員が共同して入居者の状態や家族の求めに対して、随時、介護が行われていること。 ○医療連携体制加算を算定していること。
費用負担(1割)	(Ⅰ) 死亡日以前31日以上45日以下 72円/日 (Ⅱ) 死亡日以前 4日以上30日以下 144円/日 (Ⅲ) 死亡日前日及び前々日 680円/日 (Ⅳ) 死亡日 1280円/日
費用負担(2割)	(Ⅰ) 死亡日以前31日以上45日以下 72円/日 (Ⅱ) 死亡日以前 4日以上30日以下 288円/日 (Ⅲ) 死亡日前日及び前々日 1360円/日 (Ⅳ) 死亡日 2560円/日
費用負担(3割)	(Ⅰ) 死亡日以前31日以上45日以下 72円/日 (Ⅱ) 死亡日以前 4日以上30日以下 432円/日 (Ⅲ) 死亡日前日及び前々日 2040円/日 (Ⅳ) 死亡日 3840円/日

◎認知症専門ケア加算（Ⅰ）（Ⅱ）

目的	専門的な認知症ケアを行います。		
算定要件	認知症専門ケア加算（Ⅰ） ○入居者の総数うち「日常生活自立度のⅢ、Ⅳ、又はⅤ」に該当する者が1/2以上いること。 ○認知症介護実践リーダー研修を修了している者を必要数配置していること。 ○認知症ケアに関する技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。		
費用負担（1割）	（Ⅰ）	1日	3円
費用負担（2割）	（Ⅰ）	1日	6円
費用負担（3割）	（Ⅰ）	1日	9円

◎科学的介護推進体制加算

目的	利用者ごとのデータを活用し、根拠に基づいた介護の提供に努めます。		
算定要件	① 利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況などの基本的な情報を厚生労働省に提出する。 ② 必要に応じてサービス計画を見直すなどサービスの提供にあたって長期の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。		
費用負担（1割）	1ヶ月		40円
費用負担（2割）	1ヶ月		80円
費用負担（3割）	1ヶ月		120円

◎退居時相談援助加算

目的	グループホームより居宅に退居された場合、自宅や地域での生活を円滑に移行し継続できるように各関係機関に情報提供を行います。		
算定要件	利用期間が1か月超える方で、グループホーム退居後2週間以内に行います。		
費用負担（1割）	利用者1人につき1回を限度		400円
費用負担（2割）	利用者1人につき1回を限度		800円
費用負担（3割）	利用者1人につき1回を限度		1200円

◎入居者の入退院支援の取り組み

目的	入居者の早期退院や退院後の安定した生活に向けた取り組みを行います。		
算定要件	入院後3ヶ月以内に退院が見込まれる入居者について退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合には1ヶ月に6日を限度として一定単位の基本報酬の算定を認める。		
費用負担（1割）	1日		246円
費用負担（2割）	1日		492円
費用負担（3割）	1日		738円

◎身体拘束廃止未実施減算

目的	身体拘束廃止の実施に努めます。		
算定要件	身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催することと共にその結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。 【実施未実施の場合】 10%/1日減算		

◎介護職員処遇改善加算（Ⅰ）イ

目的	加算算定要件を満たす施設において、介護職員の根本的な処遇を改善する為に加算を算定し、適切なサービスの質の保持に努めます。		
計 算 方法	施設サービス費（要介護（要支援））＋各種加算×0.228		
費 用 負担	1 割	2 割	3 割
	要支援2 1日約179円	要支援2 1日約358円	要支援2 1日約537円
	要介護1 1日約192円	要介護1 1日約384円	要介護1 1日約576円
	要介護2 1日約201円	要介護2 1日約402円	要介護2 1日約603円
	要介護3 1日約206円	要介護3 1日約412円	要介護3 1日約618円
	要介護4 1日約210円	要介護4 1日約420円	要介護4 1日約630円
	要介護5 1日約214円	要介護5 1日約428円	要介護5 1日約642円

※加算の状況により費用の変更があります。

（２）法定外給付

区 分	利 用 料
施設生活サービス費	（内訳） ・ 食材料費として （朝食：280円、昼食：400円、夕食：400円、おやつ：100円）を徴収させていただきます。（1食単位） ・ 日常生活費（水道・光熱費）として、1日200円を徴収させていただきます。 ・ 居住費（家賃）として月額54,000円を徴収させていただきます。 1ヶ月に20日以上宿泊の場合は全額負担。 1ヶ月に19日以下宿泊の場合は日割り計算で日額1,800円。 ・ 個人が選定するレクリエーション、クラブ活動に関する費用（実費）は個人徴収させていただきます。徴収額等については、事前に相談させていただきます。
教養娯楽施設の利用及びレクリエーション行事	・ 施設利用料及び材料費等の諸経費の実費
日常生活用品の購入代行サービス	・ 日常生活用品の購入依頼のあった品物を購入するのに要した金額の実費

（３）利用者の選定により提供するもの

区 分	利 用 料
特 別 な 食 事	要した費用の実費
日常生活に要する費用で本人に負担いただくことが適当であるもの	・ レクリエーション費用 ・ クラブ活動費用 ・ 理容・美容費

1.1 苦情等申立先

当施設ご利用相談室	窓口担当者 主任 江頭 渉 相談員 代居 佐登子 ご利用時間 毎 日 9:00～18:00 ご利用方法 電 話 0952-20-4808 面 接 相談室 苦情箱 施設内に設置
その他の苦情申立先	佐賀中部広域連合 0952-40-1131 佐賀県国民保険団体連合 0952-26-6123

1.2 運営推進会議の設置

内 容	事業所のサービスの内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているのかの確認、地域との意見交換・交流等を行います。
構 成	利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者、グループホーム代表者、グループホーム管理者等
開 催	隔月で開催
会 議 録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

1.3 外部評価の実施

内 容（目的）	第三者の立場から客観的視点で行われる外部評価の結果と、当該評価を受ける前に行った自己評価の結果を対比して両者の異同について考察した上で、外部の評価結果を踏まえて総括的な評価を行うことにより、自らが提供するサービスの質の確保と向上を図ることを目的としています。
構 成	第三者評価機関により実施された「書面調査」と「訪問調査」の結果を総合した上で、評価結果を決定することにより行います。
開 催	毎年1回 ※開所5年以降は隔年に1回
結果の通知	評価結果が決定したときは、評価を受けたグループホームに評価結果報告書が送付されるとともに、報告書のうち個別項目に係るコメントを除いたものが、独立行政法人福祉医療機構運営の「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAM NET）」に掲載されます。

苦情解決のフローチャート

苦情の受付

- ・ 苦情受付担当者は、苦情を随時受付ける。
- ・ 苦情受付担当者は、お客様等からの苦情受付に際して、下記の事項を書面に記載し、その内容について苦情相談者に確認する。

- ① 苦情内容
- ② 苦情相談者の希望
- ③ 苦情相談者と苦情解決責任者による話し合いによる解決

苦情受付の報告・確認

- ・ 苦情受付担当者は、受付けた苦情は全て苦情解決責任者及び第三者委員に報告を行う。
第3者委員とは民生委員、税理士、監事等中立、公正な立場にある方が相談、苦情解決にあたる。

第3者委員 池田 功 こもればい会監事
 森 茂樹 税理士（中川・森会計事務所）

苦情解決に向けての話し合い

- ・ 苦情解決責任者は苦情相談者との話し合いによる解決に努める。

話し合いにより 苦情解決

話し合いが不調の場合

苦情相談者は下記へ申し出て解決を図ることが出来る。

佐賀県社会福祉協議会
0952-23-2151

佐賀中部広域連合
0952-40-1131

佐賀県国民保険団体連合
0952-26-1477

苦情解決結果の記録、報告

- ・ 苦情解決や改善を重ねることにより、サービスの質の向上、運営の適正化が確保できる。
これらを実効あるものとするために、記録及び報告を下記の通り行う。
- ① 苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録を行う。
- ② 苦情解決責任者は、苦情相談者に改善を約束した事項について、苦情相談者に対して、一定期間経過後に報告を行う。

苦情解決結果の活用

- ・ サービスの質の向上や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き、サービス従業者への研修時に具体的事例として活用を行う。

1 4 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 樟風会 早津江病院
院長名	松 永 高 政
所在地	佐賀市川副町大字福富 8 2 7
電話番号	0 9 5 2 - 4 5 - 1 3 3 1
診療科目	診療内科、精神科
入院設備	ベッド数 3 0 0 床
救急指定の有無	無
契約の概要	利用者に病状の急変が合った場合、診療を依頼

1 5 協力歯科医療機関

歯科医療機関の名称	こいで歯科
院長名	小井手 秀久
所在地	佐賀市川副町大字福富 8 2 9 - 5
電話番号	0 9 5 2 - 4 5 - 8 8 1 0

1 6 火災時の対策

非常時の対応	別途定める「当施設消防計画」に沿って対応します。
近隣との協力関係	地域の消防団との協力連携を図り、非常時には相互の応援を仰ぐ。 また、施設と消防署とは非常通報装置により非常連絡が行える体制を図っています。
平常時の避難訓練及び 防災設備	別途定める当施設の消防計画にのっとり年 2 回、夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。
消防計画等	消防用設備として以下のものを整備しています。 ・ 自動消火器 ・ 防火扉 ・ 誘導灯 ・ 非常通報装置 ・ 非常用電源 ・ スプリンクラー
	カーテン等は防災性能のあるものを使用しております。 消防署への届け出日 令和 5 年 1 2 月 1 日 防火管理者 氏名 北村 康平 職名 介護支援専門員

1.7 感染症、自然災害による業務継続に向けた取り組みについて

非常時の対応	別途定める「当施設業務継続計画」に沿って対応します。			
平常時の訓練及び研修	別途定める「当施設業務継続計画」に沿って研修と訓練を各々年1回以上実施します。			
災害時用備蓄品	非常食、飲料水 ※3日分以上 ガウン、マスク、消毒用アルコール等感染症対策物品 ※当施設規定分			
設備	非常用発電機	1	受水槽	1
定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ業務継続計画の変更を行います。				

1.8 虐待防止について

当施設では、利用者等の人権の擁護及び虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。 ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。 ② 虐待の防止のための指針を整備しています。 ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。 虐待防止のための措置に関する責任者を選定しています。	
虐待防止責任者	氏 名 松永 宣子 職名 施設長

1.9 ハラスメント対策について

① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。 (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為 (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為 (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為 上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。 ② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。 ③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。 ④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。	
相談窓口責任者	各所属主任・介護長

2 0 衛生管理等について

施設では、施設内において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染症対策委員会）をおおむね毎月開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③ 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

2 1 当施設ご利用の際に留意いただく事項

医療機関への受診	・利用時に体調の変化が現れた時には、主治医、ご家族への連絡を致します。
来 訪 ・ 面 会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届出てください。 来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。
外 出	外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	貴重品は、なるべく、お持ちにならないようにお願いします。

私は、本書面に基づいて当施設職員（氏名）から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利用者 住 所
氏 名 印

代筆者 住 所
氏 名 印
続 柄
代筆の理由

利用者の家族 住 所
氏 名 印
続 柄